

平成 21 年 第 6 回

菊陽町議会 7 月臨時会会議録

平成 21 年 7 月 21 日

熊本県菊陽町議会

第6回菊陽町議会7月臨時会会議録

平成21年7月21日（火）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成21年第6回菊陽町議会 7月臨時会)

平成21年 7月21日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第46号を議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第46号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の締結について

日程第7 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告した「繰越明許費に係る繰越計算書（平成20年度菊陽町一般会計予算）」の訂正について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 坂 本 秀 則 君

4 番 甲 斐 榮 治 君

7 番 佐 藤 竜 巳 君

9 番 福 島 知 雄 君

11番 吉 本 堅 君

13番 酒 井 良 一 君

15番 梅 田 清 明 君

17番 永 野 輝 全 君

3 番 石 原 武 義 君

6 番 岩 下 和 高 君

8 番 大 塚 昇 君

10番 川 俣 鐵 也 君

12番 小 林 久美子 君

14番 上 田 茂 政 君

16番 鍋 島 有志男 君

18番 吉 村 豊 明 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

2 番 北 山 正 樹 君

5 番 芝 和 長 君

4. 会議録署名議員

6 番 岩 下 和 高 君

7 番 佐 藤 竜 巳 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 宮 本 義 次 君

産業建設部長 服 部 貞 夫 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

都市計画課長 坂 本 恭 一 君

副 町 長 松 永 政 秋 君

教 育 次 長 田 中 真 治 君

福祉生活部長 大 川 育 男 君

総務部審議員 吉 岡 典 次 君

兼 総 務 課 長 松 村 孝 雄 君

建 設 課 長 服 部 誠 也 君

総務課長補佐
兼庶務法制係長

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪 本 健 治 君

書 記 山 川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） ただいまから平成21年第6回菊陽町議会臨時会を開会します。

本日は、2番北山正樹君、5番芝和長君から欠席の届け出がありますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番岩下和高君、7番佐藤竜巳君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第46号を議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出議案第46号を議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、平成21年第6回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、公私とも大変ご多用の中、また大変暑い中にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、麻生首相は、次期衆議院選について、本日午後にも閣議を開き、衆議院を解散し、8月30日に投票を決定されますが、これは明治23年の第1回衆議院選以降、7月の解散は初めてであります。過去44回の衆議院選のうち、8月の投票は100年以上も前の明治時代に2度あるだけで、極めて異例であると報道されておるところでございます。

今回の選挙は、構造改革、地方分権の推進をする上でも、日本の将来、未来を大きく左右する選挙戦になるものではないかと考えております。

それでは、本議会に提案する議案の提案理由を述べさせていただきます。

議案第46号は、仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

さきの平成20年第2回臨時会において議案第47号横道合志2号線跨線橋鋼上部工製作輸送工事、平成21年第2回臨時会に議案第2号で同工事の請負契約の変更についてご承認をいただいたところであります。

既に鋼上部工製作が完了し、輸送工事に入るわけでございますので、今回跨線橋の施設工事、架設工事を施行するに当たり、九州旅客鉄道株式会社と実施協定を締結するものであります。

本協定は、去る平成21年6月30日に仮協定を締結したもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますので、慎重にご審議いただきましてご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第46号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の締結について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第46号仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の締結についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 議案第46号は、仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の締結について議会の議決を求めるものでございます。

本協定は、平成21年6月30日に仮協定を締結したものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する議会の議決に付すべき案件に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

協定の内容についてご説明申し上げます。

1、協定の目的、仮称津久礼跨線橋新設工事。2、協定の方法、随意契約。3、協定金額、1億2,400万円。4、協定の相手方、福岡市博多区博多駅前2丁目25番21号、九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長唐池恒二でございます。

次に、協定工事内容についてご説明申し上げます。

参考資料をごらんください。

県道熊本菊陽線とJR九州の軌道及び町道杉並木線をまたぐ橋げたの架設工事でございます。既に日立造船に発注しております鋼上部工の橋げたの架設工事をJR九州へ委託するものでございます。

参考図面の1ページをごらんください。

赤色で着色している部分が、けた長55.4メートル、幅員14.8メートルの跨線橋でございます。青色で着色しているのが400トンぶりのクレーンでございます。緑色で着色している部分は仮の橋脚で、ベントと申します。県道とJRの間に1基、JRと町道杉並木線の間に1基設置します。

けた架設の施工手順を次のページの架設フローチャートにてご説明申し上げます。

まず、ベント基礎ヤードを形成し、地耐力の確認をします。地耐力については、下部工施工位置での計6カ所で実施した試験結果によるもので、直接基礎としております。ベント基礎位置での試験結果によるものではありませんので、ベント施工前に地耐力の確認を行うものです。所定の地耐力が確認されない場合は、代替基礎の検討を行うものとしております。地耐力の確認後、基礎コンクリートの打設、ベント設置組み立て、大型ゴム支承仮据えつけ、けた部材搬入、地組立てを行います。橋げたは30基に分割された搬入されまして、最大重量27.43トン、最小重量4.21トンであります。地組み後、地組立て継ぎ手部本締め、現場塗装を行いまして、引き続き400トンクレーンにてけた架設を行います。けた架設については、県道側より、地組み後の4ブロック、最大重量49.07トン、最小重量22.32トンを架設します。その後、400トンクレーンを分解し、町道側へ輸送し組み立てて、町道側より地組み後の8ブロック、最大重量51.53トン、最小重量11.22トンを架設します。けた架設後に、足場設備組み立て、鋼床版現場溶接、高力ボルト本締め、支承グラウト、継ぎ手部現場塗装を行い、ベント設備を解体して、壁高欄・落下物防止さくの施工を行い、最後に足場設備を解体撤去し、竣工するものです。

けた架設工事につきましては、ベントの組み立て時、けた架設時、ベント解体時及び足場撤去時については、県道、町道ともに交通規制を行い、列車の運行が終わった夜間工事で施工いたします。

協定期間は、平成22年3月31日まででございます。

次のページは、6月25日、鋼上部工の仮組み立て検査を行ったときの写真でございます。

次のページは、建設課で施行します横道合志2号線及び都市計画課で施行します下原堀川線の平成21年度及び平成22年度の事業計画でございまして、平成23年3月末の供用を目指して努力しておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町のほうがJRのほうに随意契約ということですので、その随意契約をする理由は何なのかと。

2点目が、JRが町から随意契約により受注し、JRがその後発注者として入札をして再委託をされるのかどうか。

5点ほどありますので、ちょっと控えてもらたほうがいいかもしれません。

3番目が、電車の運行は平常どおり運行されるのか。今、夜間工事というふうなことで説明がありましたが、全体的に夜間工事で済まされるのか、どのような時間帯なのか。

4点目が、橋梁架設工事を施行するに当たり、列車事故にならないようどのような配慮をされるのか。

5点目が、県道等の交通規制はどのように考えておられるのか。

とりあえず5点、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） まず、随意契約をする理由でございますけども、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で、「その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」とあり、この規定に基づき、随意契約をしたところであります。

道路法第31条第1項に、鉄道と交差して道路を設置する工事を行う場合、当該道路設置者は鉄道事業者との協議が必要であるため、協議を重ねた結果、JR本線の運転の保安を最大限に確保すべきことから、線路の上空に道路を設置する今回の工事につきましては、協定を定め、架設工事を主とする工事の施行についてはJRへ施行委託することとしたところであります。

次に、JRが町から委託を受けて、また再委託ということですが、JRも業者に発注をいたします。

次の電車の運行についてですけども、通常上下40本前後が運行しておりますけども、運行については通常どおりの運行で工事のほうは施行いたします。

架設の配慮ですけれども、架設の配慮については、夜間工事になりますので、電化されておまして、2万ボルトの高圧の電流が流れております。そういったやつについては、毎晩夜、作業前には電気を落として作業をするとか、仮の落下防止さくあたりを設置して、下に物を落とさないような配慮をすることとなっております。



次に、県道の交通どめですけれども、交通どめにつきましては、夜間工事でありますけれども、付近の事業所や個人の方にご迷惑かけることもあると思いますので、個別に説明をして回っているところでございます。現在、事業所を45カ所と、個人の方28件にはもう説明をして理解を得ているところでございます。

以上でございます。

(11番吉本 堅君「交通規制」の声あり)

交通規制については、県と協議をしております。道路占用も検討協議をしております。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 今の1回目の質問で、夜間工事ということで、全線夜間工事ということでよかったでしょうか。それが1点。

それから、この事業に関して、町がJ Rと随意契約をした後、J Rが発注者としてさらに再委託をされるということなんですが、どういう理由なのか、これが2点目ですね。

3点目が、一括再委託等の禁止の条項というのがあると思うんですが、J Rが再委託されることがどのような理由で地方自治法に違反しないのか、3点目です。

それから、4点目が、この事業を町がJ Rと随意契約をした後、J Rが発注者として入札をされ、入札残は全額町に返却されるというふうな説明が以前あったと思うんですが、されるのかどうか。そういうことでいいのかどうか。

それから、5点目が、J Rが町から随意契約で受注し、J Rがその後発注者として入札をするのであれば、町が入札することのどこに問題があるのかと、それが5点目。

6点目が、町とJ Rとの基本協定書が20年12月交わされておると思うんですが、その14条に、工事施行に伴う損害は、甲乙協議の上、乙の責めに帰する場合を除き、甲が処理するものとしてされております。ここで言う甲というのが菊陽町、乙がJ Rさんというふうなことのようであります。この事業で、乙の責めに帰する場合とはどのようなときなのか、お尋ねします。

それから、7点目が、これは間違いないと思うことなんですが、今度の協定の中で1億2,400万円という協定金額がありますが、これはもちろん消費税込みということでしょうか。

以上、7点です。

○議長(吉村豊明君) 建設課長。

○建設課長(松村孝雄君) 全線夜間工事かということだったと思いますけれども……

(11番吉本 堅君「全線というか、全体的に」の声あり)

けたを搬入しまして、30ブロックに分解して搬入されますけれども、それを2ないし4基を下のほうで組み立てをします。その組み立てについては昼間行います。その組み立てが終わった分を上に乗せるときが夜間となります。

J Rが再委託ですけれども、J Rがまた入札してということになりますけれども、J Rが再委託について、一括下請、それについては一緒にお答えしたいと思いますけれども、現場監督については、J Rの職員あたりがおりますので、すべてが一括下請になるということではないかと思っています。

次の入札残については、あとで精算ということになりますけれども、20年度の電化をした、電柱の移転補償費については、既に移転が終わりまして、検査を先日行ったところでございますけれども、これについては、精算といいますか、最後に493万3,000円の減額になっております。これは、J Rもできるだけ安くあげるということで、材料を支給品扱いにしたり、自分とここで材料を調達して、この材料を使えということで、そういった工夫をされて安くされております。

それと、鉄くずあたりが出たやつは、発生品売却をされて、その分、売れた分については減額をされております。

J Rが入札するならば町が入札しても同じじゃないかということだったと思いますけれども、やっぱり列車の運行の安全を期するためには、まちが直接入札ということになると、やはりJ Rが入ってきませんので、その専門的な知識がない町職員では到底無理ということで、J Rに委託すれば、J Rの職員さんが、熟練された職員さんがついていただけますので、そういった安全性を考えて、そちらのほうがいいということでしております。

基本協定で乙の責めにするものですかね。

(11番吉本 堅君「基本協定14条」の声あり)

14条ですね。これは、まだ損害とか出ておりませんが、もちろん工事については、もうJ Rに委託することですから、工事中での事故については、乙ということで、J Rということと考えております。

1億2,400万円については、負担金工事が132万7,000円ありますけれども、これについては消費税はかかりません。受託工事費1億1,683万2,000円については、5%の消費税をかけております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、基本協定の第14条の話なんですけど、今課長の話では、工事中の事故ということではJ Rのほうと、町は関係ないというふうに考えておるといふような話だったんですが、これはもうちょっと詰めておく必要があるんじゃないかなと。一方的に町がそういうふうな考えをお持ちであっても、J Rのほうとしては全く違う考えをお持ちかもしれませんので、そこはしっかり協議をしとく必要がありやせんかと思います。それが1点です。

それから、今協定金額のところで、何かごちゃごちゃというふうな説明をされたかなと思うんですけど、1億2,400万円は消費税を込んだ契約金額なのか、そのところをもう一度お尋ねいたします。

その2点です。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 基本協定の14条につきましては、具体的に詰めていきたいと思えます。

協定金額1億2,400万円については、消費税を含んで1億2,400万円でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第46号ですけれども、一番最後の資料のところで、平面図があるんですが、大体建設に対してどのくらいのお金、費用がかかるのかというのを質問したいんですけど、今の施行済みのところで幾らかかったのかっていうのと、平成21年度の、入札とかの関係があって若干変わるんですけど、どのくらいを見込んでいるのかっていうことと、平成22年度はどの程度の建設費用がかかるのかっていうのを教えていただきたいというのが第1点と、それから2つ目は、JRがそういう人命とかいろいろしてるっていうことで、JRが責任を持ってしないといけない部分っていうのはどこに当たるのか、線路上だけなのかっていう、その2点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） これ、建設課の道路名で言いますと横道合志2号線になりますけれども、全体的な道路から言いますと都市計画道路下原堀川線になりますけれども、今までの事業経費ですけれども、役場の前から堀川の集落までが下原堀川線でございます。延長が3,590メートル程度でございます。そのうち、第1区画整理内、役場から第1と第2区画整理の境までですけど、これが約5億6,700万円程度かかっております。第2区画整理地区内が、22年度までを含めまして約11億円の事業費です。

建設課で施行します、その跨線橋から堀川のほうまでが12億6,000万円程度です。そのうち都市計画課で担当します跨線橋部、建設課で施行します跨線橋の橋の部分ですけれども、両方合わせますと約13億円かかります。

21年度につきましては、あと歩道橋の工事を予定しております。約5,500万円程度かかるかと思えます。これは、都市計画側についても同じような形の歩道橋ができます。

22年度につきましては、橋台と橋脚の間に、伸縮装置とか、車道と歩道を分離する防護さく工事、照明施設の工事とか、また側道の整備、菊陽バイパス及び県道熊本菊陽線の交差点の工事、そして最後に本線の舗装工事等が残っておりまして、約22年度は1億1,300万円を予定しているところでございます。

それと、最後は何だったですかね。

（12番小林久美子君「JRがどこまで責任を……」の声あり）

責任ですか。

(12番小林久美子君「責任というか、ＪＲが関係しなければいけないところ」の声あり)

今回の工事につきましては、もちろん橋は県道から町道まで55メートルほどありますので、全線がもうＪＲの施行になりますので、軌道の上だけということじゃないです、全線、1億2,400万円についてはＪＲの施行範囲ということになります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告した「繰越明許費に係る繰越計算書（平成20年度菊陽町一般会計予算）」の訂正について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告した「繰越明許費に係る繰越計算書（平成20年度菊陽町一般会計予算）」の訂正についてを議題といたします。

資料は、お手元に配付しましたとおりであります。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 本日お配りしております資料につきましては、申しわけありませんけれども、訂正ということでお願いしたいと思っております。

平成20年度菊陽町一般会計予算のうち、地方自治法第213条の規定によりまして繰越明許をしておりましたものにつきましては、5月31日までに繰越額を調整いたしまして、6月の議会定例会において繰越計算書として報告したところでございますが、定額給付金事業の財源内訳につきまして訂正をお願いするものでございます。

1枚めくっていただき、参考資料をおつけしておりますけれども、これは報告しております資料を見え消しにおいて訂正を示したものでございます。

款の2総務費、項の1総務管理費、事業名定額給付金事業の財源内訳といたしまして、既収入特定財源の国庫支出金でございますけれども、もとの「5億4,816万1,918円」を上段の

「715万7,918円」に減額いたしまして、その分を、右のほうの未収入特定財源の国庫支出金でございますけども、「420万2,000円」を「5億4,520万6,000円」に増額いたすものでございます。

なお、裏面をごらんいただきまして、定額給付金事業の財源内訳の訂正に伴いまして、合計欄の既収入特定財源「5億9,222万1,918円」を「5,121万7,918円」に減額し、未収入特定財源の国庫支出金「1億8,592万5,500円」を「7億2,692万9,500円」に増額しております。

これは、会計処理におきまして、3月に交付のありました1,100万円のうち、今のもとの資料ですね、うち平成20年度執行額が、これが事務費のみで384万2,082円でしたが、その残額の、先ほど既収入特定財源の715万円と申し上げましたけども、その残額の715万7,918円のみを既収入特定財源といたしまして、その他の平成21年4月以降の交付額でございますけども、今未収入特定財源として示している5億4,520万6,000円でございますけども、その内訳といたしまして、交付額が5億4,100万4,000円でございます。それと、今後見込み額として420万2,000円を見込んでおりますので、その合計額を未収入特定財源として、繰り越し後の平成21年度歳入として受け入れることとしたことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 繰越明許費の訂正ということなんですが、今回の議会には、臨時議会には、この通称跨線橋の工事のことしか提案されてなかったと思うんです。この辺を、本議会に、臨時議会に参加してみて、ぱっと1件入っるとということなんですが、できれば、こういうのはやっぱり最低でも3日前には届くような格好でお願いをしたいと。そうでないと、どこが本当に、私は常にこの繰越明許費に関しては意見を言っところなんですが、こういう間違いがあったということで、書類1枚で済まされるというのはどうも気に食わないところがありますが、町長いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、6月の議会で報告したところでありますけども、その後、いわゆる県との決算処理の関係の中で、既にこの金額はもう現時点で入ってるところでありますけども、そういった取り扱い上の、町としましては、いわゆる出納整理期間中にこの金が入って、20年度の取り扱いにしとったところでありまして、県と国との協議の中で、21年度の区分に入れるように指示があったために今回お願いしたところであります。

内容につきましては、吉本議員が言われるように、わかった時点で早くこの議案を送付する、臨時会のいわゆる招集の段階でそこまで、その後の話ということで聞きましたもんですから、今回訂正をさせていただいたということでありまして、今後につきましては、こういっ

た事態のないように、事前に十分チェックして対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

以上で地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告した「繰越明許費に係る繰越計算書（平成20年度菊陽町一般会計予算）」の訂正についての説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成21年第6回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時37分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会議員 佐 藤 竜 巳

菊・陽 町 議 会 会 議 録  
平成21年第6回7月臨時会

平成21年7月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 吉 村 豊 明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪 本 健 治  
印 刷 株式会社 **ぎょうせい**九州支社  
電 話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電 話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919